

告 示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年七月十九日

埼玉県計量検定所長 小堀 和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期 日	時 間	場 所
狭山市	平成二十八年八月二十四日及び同月二十五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	智光山公園正面駐車場
	平成二十八年八月二十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	狭山市農村環境改善センター駐車場
	平成二十八年八月二十九日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	狭山市市民会館駐車場
横瀬町	平成二十八年八月三十日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	狭山市農村環境改善センター駐車場
		午前十時から正午まで	横瀬町総合福祉センター駐車場
長瀨町	平成二十八年九月一日	午後一時から三時まで	横瀬町活性化センター駐車場
		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	長瀨町役場駐車場

				秩父市				小鹿野町				皆野町							
平成二十八年九月十五日		平成二十八年九月十四日		平成二十八年九月十三日		平成二十八年九月十二日		平成二十八年九月九日		平成二十八年九月八日		平成二十八年九月七日		平成二十八年九月五日 及び同月六日					
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午後一時から三時 まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで		午後一時から三時 まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで					
大滝振興会館		尾田蒔公民館		大田公民館		福祉女性会館		勤労者福祉センタ		いきがいセンター		小鹿野総合センタ		小鹿野総合センタ ちちぶ農業協同組 合旧長若支店		小鹿野町役場両神 庁舎		皆野町役場	

朝霞市	志木市	ふじみ野市	和光市	富士見市							
平成二十八年十月二十七日及び同月二十八日	平成二十八年十月二十四日及び同月二十五日	平成二十八年十月二十一日	平成二十八年十月十九日及び同月二十日	平成二十八年十月十七日	平成二十八年十月十三日及び同月十四日	平成二十八年九月二十三日	平成二十八年九月二十一日	平成二十八年九月二十日	平成二十八年九月十六日		
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
朝霞市産業文化センター第二駐車場	志木市役所駐車場	ふじみ野市大井総合支所	ふじみ野市旧上福岡給食センター	和光市役所駐車場	富士見市役所本庁舎前駐車場	高篠公民館	原谷公民館	秩父市役所荒川総合支所	影森公民館	秩父市役所吉田総合支所	

新座市		
日 平成二十八年十一月九	日 平成二十八年十一月八	日 平成二十八年十一月七
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
車場 新座市役所第二駐	館 新座市立栗原公民	新座市立福祉の里